

「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」報告書 概要

○ はじめに

検討会は、「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」（以下、暫定版という。）に示された、健康診断項目等を労働安全衛生法上どのように取り扱うかを検討するもの。

○ 定期健康診断項目

- ・ 腹囲を健診項目に追加。
（40歳未満（35歳を除く。）は医師の判断により省略可とするなど、測定の省略基準を策定・簡便な測定方法を導入。）
- ・ 総コレステロールを健診項目から削除し、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）を追加。
（40歳未満（35歳を除く。）は医師の判断により省略可。）
- ・ 尿糖の省略基準（血液検査を受けた者については、医師の判断に基づき省略可。）を削除。
- ・ その他、喫煙歴等の聴取を通知等で徹底。
定期健康診断項目とともに、見直しを行う必要のある他の規則等については、事務的にその見直しを行うことが適当。

○ 保健指導

- ・ 特定保健指導と労働安全衛生法に基づく保健指導の実施について

労働安全衛生法における保健指導と特定保健指導を併せて実施することにより労働者に対してより効果的、効率的な指導ができるので、医療保険者においては、特定保健指導の実施を希望する事業者に対して、特定保健指導の委託ができるようにすることが望ましい。

- ・ 人材の活用について

THPで養成した産業保健スタッフを有する医療機関や健診機関に、医療保険者から特定保健指導を委託してもらうことにより、特定保健指導のみならず、産業保健の視点も加味した保健指導を労働者が受けられることとなる。

○ その他

- ・ 健康診断結果の保存方法等について

事業者が標準的な電磁気様式で健診結果を提出できる健診機関を選択するなど、健診データの提供等が大きな負担とならない範囲で、医療保険者に協力することが妥当。また、健康に関する情報は労働者の個人情報であるということに留意しつつ、医療保険者はその保管・管理に際して、情報の保護と利用の均衡に十分配慮して取り扱う必要がある。

○ 定期健康診断項目等の今後のあり方について

今回は、暫定版で示された健診項目の中で、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目となっていない項目に範囲を絞った形で検討を行ったところである。しかし、労働安全衛生法に基づく定期健康診断項目や事後措置・保健指導のあり方については、時代とともに変化する医学的な知見を踏まえて検討する必要がある、その際、国全体の健康保持増進に係わる

政策や健康診断等の実施義務のある事業者、特定健康診査等の実施義務のある医療保険者及び健康診断の受け手であり、自己の健康管理が求められている労働者それぞれの役割分担も踏まえ、今後のあり方を検討することが望まれる。

「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」

報告書

平成19年 3月

「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」

参集者名簿

| | | | |
|-----|----|--------|------|
| 相澤 | 好治 | 北里大学 | 医学部長 |
| 今村 | 聡 | 日本医師会 | 常任理事 |
| 堀江 | 正知 | 産業医科大学 | 教授 |
| ○和田 | 功 | 東京大学 | 名誉教授 |

(五十音順、○座長)

目次

1. はじめに（検討会の目的）
2. 定期健康診断等の健診項目（問診項目を含めて。）について
3. 保健指導について
4. 健康診断結果の取扱等について
5. まとめ

参考) 検討会の開催状況

関連文献)

別紙) 関係団体の意見

1. はじめに（検討会の目的）

労働者の安全と健康の確保及び快適な職場環境の達成を目標として、昭和47年に労働安全衛生法が制定され、以来、今日まで我が国の安全衛生の水準の向上に寄与してきた。現在、労働安全衛生法に基づき約5,000万人の労働者に対して健康管理をはじめとする労働衛生管理が行われるに至っている。

昭和22年に制定・施行された労働基準法及び旧労働安全衛生規則では、労働者が常に健康な状態で労働に従事するためには、結核等の感染症を出来る限り早期に発見する事が重要であり、